北海道水素イノベーション推進協議会開催要領

(目的)

第1条 豊富な再生可能エネルギーや既存の工場・事業場等から発生する副生水素、水素貯蔵技術など、本道が有する優位性や資源、技術を活かした水素社会の形成を目指し、地域の特性に応じた水素サプライチェーンの構築を核として、産学官が連携し、各種の取組を一体的に推進するため、協議会を開催する。

(開催内容)

- 第2条 協議会は、次の事項について意見交換等するものとする。
 - (1) 水素社会の形成に向けた施策の推進に関すること。
 - (2) その他水素社会の形成のために必要な事項に関すること。

(参集範囲)

第3条 協議会の参集範囲は、別表のとおりとする。

(会議の運営)

第4条 協議会に座長を置き、座長は、協議会の議事を進行する。

(会議の公開)

第5条 協議会及び協議会の資料は、原則、公開する。

(庶務)

第6条 協議会の庶務は、環境生活部ゼロカーボン推進局ゼロカーボン戦略課 において処理する。

(その他)

第7条 この要領に定めるもののほか、協議会の運営等に関し必要な事項は別 に定める。